

島根CO2吸収認証制度現地調査規程

平成22年3月8日付け森第1518号

改正 平成24年5月1日付け森第328号

第1 趣 旨

島根CO2吸収認証制度実施に基づく現地調査は、この規程の定めるところによる。

第2 現地調査の実施方法

(1) 整備面積

整備面積の確認は、実績報告書に添付されている森林計画図と照査して行う。

(2) 施業状況

要領第3の2に基づく森林整備の基準（植栽、下刈り、除伐、間伐）に合致して実施されているかどうかを確認する。

ただし、造林公共事業に適用される森林で森林施業を実施した場合は、整備面積、施業状況の確認はこの制度では実施しない。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成24年5月1日から施行する。